

令和4年度

社会福祉法人大治町社会福祉協議会

事業計画書

目次

- 基本理念・基本方針・重点取組 1頁
- 各事業の取組 2～10頁
 - ◎総務部 2頁
 - ◎地域福祉部 3頁
 - ◎児童福祉部 7頁
 - ◎障害福祉部 7頁
 - ◎福祉サービス利用支援部 9頁
 - ◎介護福祉部 9頁

基本理念

私たちは、誰もが笑顔になれる「まち」を目指して事業に取り組みます。

基本方針

経済格差による貧困問題、家族や地域社会の絆の崩壊など社会経済情勢の変化により多様化・複雑化した福祉課題に対する適切な対応が求められています。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による困窮世帯の増加、福祉活動やボランティア活動の制限など地域福祉のあり方が問われています。

また、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な組織として、地域福祉の基盤強化、福祉人材の確保・育成・定着、福祉サービスの質の確保等、一層の体制強化が求められています。

本会は、令和4年度から成年後見支援センター事業を町より受託し、本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）を構築し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域共生社会の実現を目指します。

このような情勢の中、本会では、ウィズコロナ・アフターコロナの時代を見据えて、地域における福祉課題を、行政はもとより、地域住民をはじめ、ボランティア、社会福祉法人等、関係機関・団体と連携・協働しながら解決に向けて、地域福祉活動を展開します。

重点取組

1. おおはる成年後見支援センターの受託実施【新規事業】

本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう、成年後見支援センターを大治町から受託し運営します。

2. 地域密着型通所介護の経営【新規事業】

大治町デイサービスセンターにおいて、今までの通所介護事業を廃止し、地域密着型通所介護事業を経営します。

3. 職員の処遇改善

職員の処遇改善を図り、非常勤職員へ期末手当等を支給します。

各事業の取組

◎ 総務部

〈目標〉

人材の育成、組織の活性化、財政基盤の強化にむけて取り組みます。

〈重点取組〉

- ・人事評価制度による、公平・公正な処遇や職員の意欲形成を図ります。また、非常勤職員へも新たに導入します。
- ・組織統制の適正化、法人運営の透明性の確保、法令遵守の徹底等、町内社会福祉法人の模範となるよう努めます。
- ・既存事業の見直し、組織の再編を行い機能の充実を図ります。

① 法人運営事業

理事会及び評議員会等を適正に開催します。

将来にわたり安定した事業運営を行うため、事業経営の透明化や経営基盤の強化を図ります。

② 会員入会促進事業

地域福祉推進の理解・協力を得るため、町内に出て個人及び法人会員の加入促進を図ります。

③ 安全衛生事業

安全衛生委員会を設置し、産業医の指示により計画的に職員の業務遂行上発生する恐れのある災害・疾病の防止や健康管理に努めます。

④ 苦情解決事業

福祉サービスの利用者がより快適なサービスを受けられるようにするため第三者委員を選任し、利用者等からの苦情の適切な解決に努めます。

⑤ 実習受入事業（独自事業）

教員や学生などの福祉現場実習の受入をします。

⑥ 大治町総合福祉センター「希望の家」指定管理運営事業（受託事業）

・地域福祉センター運営事業

令和2年度から令和6年度までの5年間、指定管理として、地域に開かれた福祉活動の拠点となるよう運営します。コロナ禍において利用者に安心して施設を利用していただけるように、衛生管理を徹底します。

・ティーラウンジ運営事業

利用者のニーズに沿った喫茶業務を行います。

⑦ 広報調査研究事業（独自事業）

本会事業の取組や地域福祉を推進する事業・活動の紹介、普及啓発を目的にタウン誌編集ボランティアの協力を得て「タウン大治」の発行を行います。また、ホームページや Facebook などを活用した情報発信を行います。

◎ 地域福祉部

〈目標〉

住民一人ひとりが尊重され、社会とつながり、生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向け、地域づくりの強化を図ります。また、地域の生活課題の解決を図り、福祉コミュニティの形成に努めます。

また、令和4年度から「おおはる成年後見支援センター」の受託を開始するとともに「日常生活自立支援事業」、「心配ごと相談所の運営」、「生活福祉資金」、「クローバー基金支援事業（旧：大治町暮らし資金）」について、地域福祉事業に移管、統合して新たな枠組みにて住民の福祉の向上に寄与します。

〈重点取組〉

- ・ひとり暮らし高齢者の生活を支援します。
- ・ボランティアセンターの機能の見直しや啓発活動の強化に努めます。
- ・住民同士が支え合う地域をめざして、環境整備に取り組みます。
- ・地域生活課題の把握のためアウトリーチ活動を展開します。
- ・地域福祉推進活動のために必要な財源を確保します。

新・おおはる成年後見支援センターの受託

① 福祉活動専門員事業（補助事業）

福祉活動専門員は、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報・指導その他の実践活動の推進に従事します。また、地域へのアウトリーチ活動の展開から、地域生活課題の把握、専門機関等につなぐコーディネートを行うなど、地域のネットワークづくりを推進します。

② 敬老会事業（補助事業）

9月第3日曜日に、町と共催し70歳以上の高齢者の長寿を祝うために「敬老会」を開催します。[9月18日開催予定]

③ 福祉まつり事業

11月第2日曜日に、町・商工会と共催する「ふれあいフェスティバル」の一環として福祉まつりを開催します。[11月13日開催予定]

④ 福祉講演会事業（独自事業）

地域住民を対象に、地域福祉の普及啓発を図るために地域のニーズに基づいた講演会を企画します。

⑤ 福祉関係団体等助成事業

- ・各種団体への助成

福祉関係団体の活動推進と育成を図るために、団体運営に必要な経費の補助金を助成し、側面的支援をします。

※助成団体は、遺族会、老人クラブ連合会、障害者福祉協会、障害児（者）を持つ親の会の4団体です。

- ・共同募金配分金により町内保育園の支援をします。

○ ひとり暮らし高齢者の生活を支援します。

⑥ 食の自立支援事業（受託事業）＜一部業務を事業者に委託＞

調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を行います。

⑦ ひとり暮らし老人交流会事業（受託事業）

毎月1回、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、スポーツやレクリエーションを総合福祉センター等にて実施することで、参加者同士やボランティア団体員との交流を深めるとともに、健康保持と積極的な社会参加を図ります。

○ 地域におけるボランティア支援の推進、住民同士が支え合う地域をめざして取り組みます。

⑧ ボランティアセンター運営事業（補助事業）

地域住民のボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、ボランティア講座の開催や啓発・広報活動を実施し、ボランティアセンター登録者の増加を目指します。

また、平時から災害ボランティアセンターの活動についての周知をすすめるとともに災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた訓練や活動資機材の整備にも努めます。

⑨ 福祉協力校事業

福祉教育を推進するため、町内の小学校、中学校を社会福祉協力校に指定し、児童生徒を対象に、学校や地域における福祉体験学習等を支援し、福祉への理解と関心を高め、思いやりや助け合う心を養うことで、自分と違う立場の人を認め、ともに生きていく力を育みます。

また、自分にできることを一人一人が主体的に考え行動する力を育みます。

⑩ 講座開催事業（補助事業）

社会福祉の普及啓発や地域福祉の推進を目的に、あま市社会福祉協議会と共催で手話奉仕員養成講座を開催します。（全40回 5月～1月）

⑪ ボランティアグループ支援事業

ボランティア登録団体にボランティアルームの貸出やコピー機の使用、また団体への補助金交付を一部団体への助成から、事業に対する助成を行えるよう体制整備をします。

⑫ 地域福祉サービスセンター事業（補助事業）

必要なときに福祉サービス等を受けることができるよう相談に応じ、関係機関と連携してサービスの利用につなげます。アウトリーチ活動を強化し、地域のニーズ把握に努めます。

○ 地域福祉の推進活動のために必要な財源を確保します。

⑬ 募金推進協力事業

愛知県共同募金会が実施する赤い羽根共同募金運動の推進に協力します。

⑭ 歳末たすけあい運動

12月1日から31日まで実施される赤い羽根共同募金の一環として実施される歳末たすけあい運動に協力します。

○ 認知症や障がいのある方の権利を擁護します。

⑮ おおはる成年後見支援センター事業（町受託事業）

本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を開き支援の必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組みを構築します。

ア.広報機能 イ.相談機能 ウ.成年後見制度利用促進機能 エ.後見人支援機能

⑯ 日常生活自立支援事業（受託事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくても地域で生活できるよう、福祉サービス利用の援助や金銭等の管理をします。

○ 住民の困りごとに対応します。

⑰ 心配ごと相談所事業

・心配ごと相談 [民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」）へ相談員を委嘱]
・法律相談 [弁護士に委嘱、愛知県司法書士会と提携した相続・成年後見等相談] を実施し、地域住民の相談を受け、必要に応じ関係機関への紹介や引継ぎなどを行います。

○ 生活に困窮している方への資金貸付や食料の支援を行います。

⑱ 生活福祉資金貸付事業（受託事業）

愛知県社会福祉協議会が実施主体として、市町村社会福祉協議会が窓口となり低所得者、高齢者、障がい者等の世帯に対し必要な生活資金を貸し付けます。

コロナ関係特例貸付（緊急小口及び総合支援資金）の債権管理、自立支援機関との連携調整など困窮者支援を進めます。

⑲ クローバー基金支援事業（独自事業）

従来の「くらし資金貸付事業」を見直し、新たな貸付資金として「クローバー基金支援事業」を令和4年度から展開します。

生活の不安定な低所得者に対し、日々の暮らしの維持のための資金を貸し付け、その生活を保全し経済的自立を支援します。

⑳ 食料支援事業

生活に困窮している方に対し、民児協からの寄付金、及び住民からいただいた食料や寄付金で食料を購入または、NPO法人セカンドハーベストと提携し食料支援を行います。

※クローバー基金給付事業（預託事業） 令和4年度から展開するクローバー基金貸付事業に統合します。

◎ 児童福祉部

〈目標〉

大治町の子どもが健やかに成長できるよう、子どもとその保護者を支援します。

〈重点取組〉

- ・子どもに関わる機関の1つとして切れ目なく支援ができるよう連携を図ります。
- ・発達がゆるやかな児童とその保護者に対し、きめ細やかな支援を実施します。

① 児童センター事業（受託事業）

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に健全育成・体力増強や子ども会の地域組織活動の支援をします。

② 地域子育て支援拠点事業「はるっこ」（受託事業）

乳幼児とその保護者を対象に、子育て支援を目的とした交流や相談の場を提供します。

③ 利用者支援事業（基本型）（受託事業）

子ども及びその保護者が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行います。

④ 放課後児童健全育成事業「大治町放課後児童クラブ」の指定管理運営事業（受託事業）

小学生の健全な育成を図るため、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供します。令和2年度から令和6年度までの5年間、指定管理として、東部・西部・南部の3児童クラブを運営します。

⑤ 親子通園療育事業「かがやき園」（受託事業）

小学校に入学するまでの、心身の発達の遅れまたは、その疑いのある幼児とその保護者を対象に、健全な育成を図るために療育を行います。

◎ 障害福祉部

〈目標〉

障がいなどによる日常生活の過ごしにくさや、他人との関係性の取りにくさなどの相談に応じ、よりその人らしい生活のお手伝いをします。

また、心配ごと相談所、貸付資金事業、食料支援等については、地域福祉部に移管することで、法人全体としての事業の住み分けを図っていきます。

〈重点取組〉

- ・福祉作業所さつきの家において、小規模多機能事業所としてのメリットを活かし、就労継続支援B型事業及び生活介護事業のサービス向上を図ります。
- ・障害相談支援事業所において、障害相談の基幹的な地域拠点としての役割を担えるようサービスの質の向上を図ります。
- ・虐待防止及び身体拘束適正化等のコンプライアンスを遵守し利用者の権利を擁護します。

① 福祉作業所さつきの家

大治町のみならず、近隣市町（あま市、名古屋市中川区や中村区、蟹江町等）からも広く利用者を募集、送迎サービスも提供し事業の安定を図ります。

- ・福祉作業所さつきの家（就労継続支援B型事業）（独自事業）
身体障がい及び知的障がいの方を対象に、就労・生産活動の機会の提供、及び就労に必要な知識・能力向上のために必要な支援をします。
- ・福祉作業所さつきの家（生活介護事業）（独自事業）
身体障がい及び知的障がいの方を対象に、主に日常生活の訓練、QOL^{*}の向上を図り、レクリエーションや生産活動など個々の特性に応じた支援をします。

^{*}QOL：（クオリティオブライフの略）「生活の質」と訳されるもので、物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

② 「おおはる」指定障害相談支援事業所（受託事業）

障がいのある方などの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用、権利擁護の支援などをします。

- ・特定相談支援事業／障害児相談支援事業
障がい者および障がい児を対象にサービス等利用計画の作成、計画に基づく継続的な支援を行います。
- ・委託相談支援事業
障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、他制度及び施策への引継ぎ、障害サービスの利用支援などを行います。
- ・海部東部障害者総合支援協議会
あま市と合同で地域の障害福祉課題について協議し解決に取り組みます。

◎ 福祉サービス利用支援部

〈目標〉

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

〈重点取組〉

- ・地域包括ケアシステム、共生型社会の実現に向け、他職種協働や生活支援サービス体制の整備を進めます。
- ・認知症施策の推進業務として、認知症初期集中支援チームや医療との連携による本人及び家族支援を進めます。

地域包括支援センター事業【公益事業】（受託事業）

総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、指定介護予防支援業務などを実施します。また在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援サービスの体制の整備事業も合わせて実施します。

◎ 介護福祉部

〈目標〉

高齢者や障がい者などが可能な限り、在宅で生活を送れるように福祉サービスを提供します。経営状態の安定を図り、効果的なサービスの提供を目指し事業を推進します。

〈重点取組〉

- ・新規に地域密着型デイサービス事業として、既設のデイサービス事業に変わり実施していきます。
- ・人材の確保と育成について、外部研修への参加や社内研修を実施します。
- ・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所が一体となり、利用者の希望に沿った最適で有効なサービスを提供します。

① 「おおはる」指定居宅介護支援事業所（独自事業・受託事業）

- ・居宅介護支援事業（独自事業・受託事業）

要介護認定者に対しケアマネジメントを行います。経営安定化を図るため特定事業所加算 A の取得に向けた検討をします。また、地域包括支援センターより依頼のあった介護予防ケアマネジメントを行います。

- ・訪問調査事業（受託事業）

海部東部消防組合から依頼のあった要介護認定調査を行います。

- ② ホームヘルパーステーション「おおはる」事業（独自事業・受託事業）
- ・介護保険事業（独自事業）
介護保険法に基づいて、要介護認定者に対し、訪問介護を行います。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（独自事業）
介護認定で要支援に認定された方、及び基本チェックリストによりサービス事業対象者と認定された方に対し、生活支援サービスを行います。
 - ・障害関係事業（独自事業）
障害者総合支援法に基づき、居宅介護・同行援護・地域生活支援事業を行います。
 - ・入所者等で一時帰宅する方へのヘルプサービス事業（独自事業）
入院または入所者が一時帰宅する場合にサービスを提供します。
 - ・産後ホームヘルパー派遣事業（受託事業）
出産後間もない母親の体調不良などで家事が困難な家庭に、退院後1ヶ月に10日以内を目途に家事援助サービスを提供します。
 - ・養育支援訪問事業（受託事業）
養育が必要な家庭に対し、養育に関する相談や援助をします。
- ③ 大治町デイサービスセンター事業（独自事業・受託事業）
- ・介護保険事業（独自事業）
要介護認定者に対し、通所介護サービスを提供します。地域密着型通所介護事業に移行し、社協が運営する通所介護事業所として地域に根差した事業所を目指します。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（独自事業）
要支援認定者・チェックリスト該当者に対し、通所介護相当サービス・ミニデイ型サービスを提供します。
 - ・身体障害者デイサービス事業（受託事業）
身体障がい者の自立の促進、生活の改善、社会交流、身体機能の維持向上を図るために送迎・入浴・食事などのサービスを提供します。